

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次に掲げる無線局のうち、総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験無線局
- 2 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 3 海岸局又は航空局であって電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について、電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
(1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) □ A (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ □ B なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、□ C に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の予備免許を受けた者は、□ B て、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。
- ⑥ ①の(1)の期限 (2)の規定による期限の延長があったときは、その期限) 経過後 □ D 以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A	B	C	D
1 空中線電力	総務大臣に届け出	無線設備の設置場所	1箇月
2 空中線電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	2週間
3 空中線電力並びに空中線の型式及び構成	総務大臣の許可を受け	無線設備の設置場所	1箇月
4 空中線電力並びに空中線の型式及び構成	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	2週間

A-3 次の記述は、変更検査について、電波法（第18条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第17条(変更等の許可)第1項の規定により **A** 又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、**B** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、**C** を省略することができる。

注1 電波法第24条の2第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13第1項の登録を受けた者をいう。

③ ①の規定（注3）に違反して無線設備を運用した者は、**D** 以下の罰金に処する。

注3 電波法第18条（変更検査）第1項の規定をいう。

A	B	C	D
1 無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	その全部又は一部	1年以下の懲役又は100万円
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	その一部	2年以下の懲役又は200万円
3 無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	その一部	1年以下の懲役又は100万円
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	その全部又は一部	2年以下の懲役又は200万円

A-4 次の記述は、義務船舶局の無線設備について、無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に沿って述べたものである。

□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、**A** を使用するものの空中線は、**B** に設置されたものでなければならない。

② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。

③ 義務船舶局の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、**C** を送り、又は受けることができるものでなければならない。

④ 義務船舶局に備えなければならない **D** は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。

⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣がその規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

A	B	C	D
1 F3E電波156.8MHz	航海船橋の近く	遭難通信及び航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ
2 F3E電波156.8MHz	船舶のできる限り上部	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
3 J3E電波2,182kHz	航海船橋の近く	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ
4 J3E電波2,182kHz	船舶のできる限り上部	遭難通信及び航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識

A-5 次の表の記述は、電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、その記号と内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
2	P O N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
3	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帶	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	F 1 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）

A-6 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第49条及び第51条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 第2級総合無線通信士の資格を有する無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- 第2級総合無線通信士の資格を有する無線従事者は、本籍の都道府県名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び本籍の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条又は第50条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線局における免許状記載事項の遵守について、電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、Aについては、この限りでない。
- 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、Aについては、この限りでない。
 - 免許状に記載されたBであること。
 - 通信を行うためCであること。
- ①及び②の(1)（電波法第53条及び第54条第1号）の規定に違反して無線局を運用した者は、Dの罰金に処する。

A	B	C	D
1 遭難通信	ものの範囲内	必要最小のもの	1年以下の懲役又は100万円以下
2 遭難通信	ところによるもの	十分余裕をもったもの	2年以下の懲役又は200万円以下
3 遭難通信、緊急通信及び安全通信	ものの範囲内	十分余裕をもったもの	1年以下の懲役又は100万円以下
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	ところによるもの	必要最小のもの	2年以下の懲役又は200万円以下

A-8 次の記述は、船舶局及び海岸局等の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 海岸局及び海岸地球局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。
- 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害をしている船舶局に対して、その妨害を除去するために隨時電波の発射の停止を命ずることができる。
- 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-9 次の記述は、船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について、無線局運用規則（第7条、第8条及び第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって □A、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①の義務船舶局においては、①によりその機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を □B に通知しなければならない。
- ③ 船舶局の遭難自動通報設備については、□C ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、③の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、□D、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 通信連絡を行い	免許人	6箇月の期間	当該試験をした日から5年間
2 通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間	当該試験をした日から2年間
3 疑似空中線回路を使用して	船舶の責任者	6箇月の期間	当該試験をした日から2年間
4 疑似空中線回路を使用して	免許人	1年以内の期間	当該試験をした日から5年間

A-10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について、無線局運用規則（第58条の4及び第58条の6）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）による呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。
(1) □A (2) 相手局の識別表示 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。） (7) 終了信号
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては □B に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
(1) □A (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を □C で明示するものとする。
- ⑤ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、通報の周波数等に □D を明示するものとする。
- ⑥ 自局に対する呼出しに通報の周波数等が含まれていないときは、応答には、通報の周波数等に自局の使用しようとする電波の周波数等を明示するものとする。

A	B	C	D
1 呼出しの種類	5分以内	通報の型式	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2 呼出しの種類	10分以内	通報の種類	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 呼出しであることの表示	5分以内	通報の種類	自局の希望する代わりの電波の周波数等
4 呼出しであることの表示	10分以内	通報の型式	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A-11 次に掲げる呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものに該当しないものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 安全呼出し又は安全通報の送信
- 2 遭難呼出し又は遭難通報の送信
- 3 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 4 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し

A-12 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について、無線局運用規則（第78条及び第83条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が **A** 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の **B** が、救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条の規定により、遭難警報に係る **C** 海上保安庁の無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

	A	B	C
1	自ら	責任者	遭難通信の宰領を行う
2	自ら	責任者又は無線従事者	応答する
3	遭難通信用の電波で	責任者	応答する
4	遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者	遭難通信の宰領を行う

A-13 次の記述は、緊急通信について、電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に **A** 場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ③ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が **B** までの間（**C** による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

	A	B	C
1	陥った	終了する	モールス無線電信又は無線電話
2	陥った	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
3	陥るおそれがある	終了する	デジタル選択呼出装置
4	陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話

A-14 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について、電波法（第76条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、**A** 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、**B** を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、**C** を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き **D** 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①の規定による命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法第5条（欠格事由）第3項第1号に該当するに至ったとき。

	A	B	C	D
1	放送法	期間	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	6箇月
2	放送法	3箇月以内の期間	周波数若しくは空中線電力	6箇月
3	電気通信事業法	3箇月以内の期間	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	3箇月
4	電気通信事業法	期間	周波数若しくは空中線電力	3箇月

A-15 次の記述は、無線局(登録局を除く。)の免許人が国に納めるべき電波利用料について、電波法(第103条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して □ A 以内及びその後毎年その応当日(注1)から起算して □ A 以内に、当該無線局の起算日(注2)から始まる各1年の期間(注3)について、電波法(別表第6)において無線局の区分に従って定める一定の金額(注4)を国に納めなければならない。
- 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)をいう。
- 2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。
- 3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。
- 4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額にその期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。
- ② 「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人その他電波法第103条の2第4項に掲げる者が納付すべき金銭をいう。
- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- (2) 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- (3) 電波のより □ B 利用に資する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する研究開発並びに既に開発されている電波のより □ B 利用に資する技術を用いた無線設備について □ C を定めるために行う試験及びその結果の分析
- (4) 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
- (5) 電波法第103条の2第4項第6号の補助金の交付
- ③ 免許人(包括免許人を除く。)は、①により電波利用料を納めるときは、□ D することができる。

A	B	C	D
1 30日	能率的な	無線設備の技術基準	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2 30日	公平な	周波数の割当計画	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入
3 6箇月	能率的な	無線設備の技術基準	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入
4 6箇月	公平な	周波数の割当計画	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

A-16 免許人は、検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則(第39条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告しなければならない。

A-17 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章(第46条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、□ Aにおいて受信し、同様にこの通報に応答し、及び □ B 義務を負う。

A	B
1 絶対的優先順位	直ちに必要な措置をとる
2 絶対的優先順位	混信その他の妨害を与えない
3 できる限り第一の優先順位	直ちに必要な措置をとる
4 できる限り第一の優先順位	混信その他の妨害を与えない

A-18 次の記述は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号について、国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する A 探知し及び B ために協力することを約束する。

- | A | B |
|----------------|--------------|
| 1 いかなる局についても | 識別する |
| 2 いかなる局についても | 発射を禁止する措置をとる |
| 3 自国の管轄の下にある局を | 識別する |
| 4 自国の管轄の下にある局を | 発射を禁止する措置をとる |

A-19 次の記述は、航空機局等の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、A の提示を要求することができる。B は、この検査を容易に行うことができるようとする。A は、要求がある場合には提示することができるよう保管する。
- ② A が提示されないとき又は C が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その D ことができる。

- | A | B | C | D |
|--------------------|------------|---------------|----------------|
| 1 許可書 | 船舶の責任者 | 明白な違反 | 設備に係る資料の提出を求める |
| 2 無線通信規則に適合する旨の証明書 | 局の通信士又は責任者 | 無線周波数の管理上の必要性 | 設備に係る資料の提出を求める |
| 3 許可書 | 局の通信士又は責任者 | 明白な違反 | 設備を検査する |
| 4 無線通信規則に適合する旨の証明書 | 船舶の責任者 | 無線周波数の管理上の必要性 | 設備を検査する |

A-20 次の記述は、遭難警報について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第32条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報の送信は、移動体又は人が A にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。遭難警報は、地上無線通信のための周波数帯において遭難呼出フォーマットを使用する B 又は宇宙局を通じて中継される遭難通報フォーマットで行われる。
- ② 遭難警報を受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、C にその遭難警報の内容を通報する。

- | A | B | C |
|-------------|-----------|---------------------|
| 1 危険 | 直接印刷電信 | 船舶の指揮者又は責任者 |
| 2 危険 | デジタル選択呼出し | 船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部 |
| 3 重大かつ急迫な危険 | 直接印刷電信 | 船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部 |
| 4 重大かつ急迫な危険 | デジタル選択呼出し | 船舶の指揮者又は責任者 |

B-1 無線局の免許の申請の審査に関する次の記述のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その審査をする際に、審査する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局を運用するに足りる技術的能力があること。
- ウ その無線局の業務を遂行するに足りる財政的基礎があること。
- エ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- オ 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

B-2 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできるものを1、この無線従事者が行うことのできないものを2として解答せよ。

- ア 船舶地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- イ 船舶局の空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作
- ウ 放送局の空中線電力250ワット以下の無線設備の技術操作
- エ 海上移動業務の無線局の無線設備の国内通信のための通信操作
- オ 船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

B-3 次の記述は、無線電話による試験電波の発射について、無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に □ア 電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「□イ」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「□イ」の連続及び自局の呼出名称の送信は、□ウ を超えてはならない。

- (1) □エ 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、□オ を確かめなければならない。

- | | | | |
|-----------|------------------------|-------------------|---------------|
| 1 各局 | 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する | 3 10秒間 | 4 自局の発射しようとする |
| 5 30秒間 | 6 他の無線局から停止の要求がないかどうか | 7 ただいま試験中 | 8 試験電波発射中 |
| 9 本日は晴天なり | | 10 他の通信に混信を与えないこと | |

B-4 遭難呼出し又は遭難通報を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- イ 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- ウ 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- エ 船舶局は、遭難呼出し又は遭難通報を受信したときは、直ちにこれを免許人に報告し、その指示を受けなければならない。
- オ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う船舶局に備え付けておかなければならぬものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ 海上における人命の安全のための国際条約
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則